

海老名市ひとり親自立支援プログラム策定事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、ひとり親家庭の自立支援及び就業支援を促進するため、ひとり親家庭の個々の状況及びニーズに対応した、ひとり親自立支援プログラム（以下「プログラム」という。）を策定する事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 事業の対象者となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本市に住所を有する者であって、ひとり親家庭の親（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条に定める配偶者のない女子及び配偶者のない男子であって現に20歳未満の児童を扶養している者をいう。）及び「離婚前後親支援事業の実施について」（令和6年3月29日こ支家第198号こども家庭庁支援局長通知）に基づく支援を受けている者など、離婚前から当該事業による支援が必要な者（以下「ひとり親家庭等の親」という。）
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第1条に規定する配偶者からの暴力を受けた被害者であって将来においてひとり親家庭等の親となることが見込まれる者のうち、プログラムの策定が必要な者
- (3) 海老名市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業実施要綱第7条に基づき、自立支援教育訓練給付金に係る対象講座の指定を受けようとする者
- (4) 海老名市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱第8条に基づき、高等職業訓練促進給付金の支給を受けようとする者
- (5) 海老名市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱第8条に基づき、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業に係る対象講座の指定を受けようとするひとり親家庭の親
- (6) その他市長が必要と認める者

- 2 前項の規定にかかわらず、生活保護法（昭和 25 年法律第 114 号）の規定により保護を受けている者は、対象としない。

（プログラム策定員）

第 3 条 事業を実施するため、プログラム策定員（以下「策定員」という。）を設置する。

- 2 策定員は、母子・父子自立支援員をもって充てる。

- 3 策定員は、プログラムを策定し、プログラムの策定を受けた者（以下「被策定者」という。）に対して継続的な就業等に係る自立支援を行うことを職務とする。

（事業の内容）

第 4 条 事業の内容は、次のとおりとする。

- （1） 事業を利用しようとする者（以下「申込者」という。）より、海老名市ひとり親自立支援プログラム策定申込書兼同意書（別記様式）を受領し、申込者と面談を行う。プログラムの策定に際しては、2 回以上面談（電話、メール等によるものは含まない。）を行う。
- （2） プログラムの策定にあたっては、自立に向けた課題を申込者と策定員が一緒になって整理、分析したうえで、当該申込者の生活、子育て等の状況並びに就業等による自立に向けた課題及び阻害要因等を把握する。
- （3） 面談結果を踏まえて、自立目標及び支援内容を設定したプログラムを申込者に確認し署名をもらったうえで、策定する。
- （4） 策定したプログラムに基づき、公共職業安定所等関連機関との連携により、必要に応じて被策定者の求職活動を支援する。
- （5） プログラムで設定した目標の達成後も状況を維持できるよう、定期的な相談支援を実施するなど、必要に応じてアフターケアを実施する。

（状況の確認等）

第 5 条 策定員は、被策定者の自立の状況等を確認し、必要に応じてプログラムの見直しを行う。

- 2 策定員は、プログラム策定に基づく支援により目標を達成した場合であっても、被

策定者からの相談があった場合には継続して相談に応じられるよう体制を整備しておくものとする。

(記録の管理等)

第6条 策定員は、本事業において作成した記録を適正に管理及び保管し、被策定者の秘密を保持しなければならない。

(関連機関との連携等)

第7条 策定員は、本事業を行うに当たり、関係機関と連携、協力、情報交換等を緊密に図るよう努めなければならない。

附 則

この要領は、令和6年8月1日から施行する。

《令和5年4月1日 制定》